

岐阜県職員用パソコン広告募集要領

1 趣旨

県では、財源確保を目的として、職員用パソコンの画面に広告を掲載していただける企業など広告主を募集します。

職員用パソコン広告は、県職員が使用する約7,000台のパソコン画面（パソコンの起動時）に広告画像を表示します。

2 募集する広告

県職員が使用するパソコンの起動時に画面上に表示される広告画像（静止画像）

【広告イメージ】



3 掲載枠数及び表示期間

掲載枠数は、1ヶ月あたり1広告主

表示期間は、以下のとおり

表示月	表示期間
10月分	R8. 10. 1 ~ 10. 31
11月分	R8. 11. 1 ~ 11. 30
12月分	R8. 12. 1 ~ 12. 31
1月分	R9. 1. 1 ~ 1. 31
2月分	R9. 2. 1 ~ 2. 28
3月分	R9. 3. 1 ~ 3. 31

※職員の使用時（原則として平日。年末年始12. 29～1. 3を除く。）に表示します。

※広告主の募集単位は1ヵ月単位です。詳しくは、「6 広告主の募集方法等」を参照願います。

4 広告の規格等

- (1) 表 示 場 所・・・職員用パソコン約7,000台の起動時
- (2) 表 示 サ イ ズ・・・全画面の約70%
- (3) デ ー タ 形 式・・・J P E G形式
- (4) データ画素数・・・横1200ピクセル、縦840ピクセル
- (5) 容 量・・・300KB程度
- (6) デ ー タ の 色・・・カラー
- (7) 表示画像の種類・・・パソコンの起動時に表示
※画像変更が月1回可能なため1ヶ月あたり最大2画像の表示が可能です。
- (8) 表 示 時 間・・・15秒または、利用者が画面右上の「閉じる」ボタンをクリックするまでの間のいずれか早い時間
- (9) そ の 他・・・広告画像は、ホームページにリンクする機能は有しないこと。
また、広告主等の名称、住所及び連絡先など、当該広告に係る責任の所在について表示すること。

5 申込受付期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月27日（木）
※持参する場合の受付時間は、開庁日の9時から17時までです。
※郵送の場合は、令和8年8月27日（木）17時到達分までです。

6 広告主の募集方法等

- (1) 募 集 方 法・・・公募
- (2) 募 集 期 間・・・令和8年10月分から令和9年3月分まで
- (3) 募 集 単 位・・・1ヶ月
※募集期間のうち各月分をそれぞれ募集します。
※複数月を掲載期間として申し込むこともできますが、最長6ヶ月分（6単位）を上限とします。
- (4) 最低広告掲載料・・・30,000円/月（消費税及び地方消費税を除く）
※申込額は広告掲載料です。広告原稿の作成にかかる経費及び広告代理業者による広告申込者の募集等に要する費用は、広告申込者の負担となります。

7 申込みの方法

- (1) 岐阜県職員用パソコン広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、代表者印を押印願います。
- (2) 申込書及び申込書に記載されている添付文書を封筒等に入れ、封印したうえで、申込期間内に直接持参又は郵送で、岐阜県情報システム課あてに提出願います。
- (3) 広告掲載料は、各月の申込額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額とするので、申込者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約額の110分の100に相当する金額を申込額に記載願います。

8 掲載できない広告

次に該当するものは、広告掲載できませんので留意願います。

- (1) 岐阜県職員用パソコン広告実施要綱第5条第2項各号に定める業種又は事業者等にかかるもの
（例）風俗営業、暴力団及び暴力団員、県指名停止業者、県税滞納者 等
- (2) 岐阜県職員用パソコン広告実施要綱第5条第3項各号に定める内容のもの
（例）法令違反、公序良俗違反、政治性・宗教性があるもの 等

(3) その他県の広告事業として不適切なもの

9 広告主の選定から掲載まで

- (1) 申込書の申込月において、申込額が最も高くかつ広告内容が「岐阜県職員用パソコン広告実施要綱」等に適合すると認められた広告主を審査会で選定し通知します。
- (2) 通知を受けた広告主は契約書を提出願います。
- (3) 契約締結後、県が発行する納入通知書を送付しますので、広告主は県の指定する期限（納入通知書を発する日から20日以内）までに、一括して全額納付願います。
- (4) 広告主は、原則、掲載開始月の初日の21日前（広告代理業者の場合は、掲載月の前月初日）までに広告原稿（電子データ）を提出願います。
- (5) 提出いただいた広告原稿が、「岐阜県職員用パソコン広告実施要綱」等に適合するか、審査会で審査を行い、その結果を通知します。なお、適合と認められない場合、広告主は必要な修正等を実施願います。
- (6) 県は、原則、広告画像の掲載作業を掲載開始日の17時まで、削除作業を掲載終了日の17時以降に行います。

10 その他

- (1) 広告の申込みにあたっては、この募集要領、岐阜県職員用パソコン広告実施要綱、岐阜県職員用パソコン広告掲載基準及び契約書（案）を熟読し、遵守願います。
- (2) 広告主選定の最終決定権は県が有しています。また、提出された書類等は返却しません。
- (3) 過去の見積金額一覧（申込みのあった各事業者の申込額一覧）について、当課にて閲覧可能です。
- (4) 申込書の記載方法や、広告掲載についてなどご不明な点があれば、お問合せのうえ、お申込み願います。

11 スケジュール

- ・令和8年8月6日（木） 募集開始
- ・令和8年8月27日（木） 募集締め切り
- ・令和8年9月上旬 広告主の決定通知・契約の締結
- ・令和8年9月下旬 広告掲載料金の納入期限

※広告原稿（電子データ）は、原則、掲載開始月の初日の21日前（広告代理業者の場合は、掲載月の前月初日）までに提出。

12 申込書提出先・問い合わせ先

担当課	総合企画部未来創成局 情報システム課 管理調整係
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話	058-272-8479
FAX	058-278-2596
電子メール	c11120@pref.gifu.lg.jp